

# 加島屋の建物の変遷と特徴

## はじめに

本稿は、幕末の豪商番付で鴻池家とならぶ存在であった加島屋廣岡家の建物を取り上げ、江戸時代から明治時代にかけての変遷と特徴を論じるものである。

加島屋の知名度は、鴻池家や住友家と比べて決して高いとは言えないが、その主な理由は加島屋に関する史料が公開されてこなかったことにある。前書きにも触れたように、2011年に大同生命保険株式会社（以下「大同生命」）所蔵の廣岡家史料約2,500点（「大同生命文書」）の調査研究が始まり、その後、廣岡家の親戚にあたる岡橋家の土蔵から20,000点を超える古文書（「廣岡久右衛門家文書」）が発見され、調査・研究が本格化した。その成果は、一貫してこの仕事の中心におられた高槻泰郎神戸大学准教授によって編著『豪商の金融史』がまとめられ、2022年7月に慶應義塾大学出版会から刊行された。

さらに大阪くらしの今昔館では2022年7月に大同生命創業120周年記念事業の一つとして、特別展「商都大坂の豪商・加島屋—あきない町家くらし」が開催され、同家の宅地・建物絵図に加えて同家に伝わる商業資料、美術資料、そして生活資料が展示され、展覧会図録が刊行された。同時に大同生命の依頼によって加島屋本宅（久右衛門家）の30分の1の模型が制作され、大同生命大阪本社メモリアルホールで公開された。

筆者はこの展覧会と模型制作に関わり、主に加島屋の宅地や建物の変遷を追ってきた。本稿はこの調査・研究・設計の過程で得られた知見の中から、加島屋久右衛門家と同五兵衛家の宅地と建物の変遷と特徴をまとめたものである。

## 1. 17世紀後期・18世紀初頭における加島屋の建物

### (1) 地誌・地図にみる加島屋の所在地

加島屋廣岡家は尼崎藩領・東難波村の出身で、江戸時代の初期、初代富政（1603—1680）が大坂に出て加島屋久右衛門家を創業した。伝承によれば、寛永2年（1625）に御堂前で精米業を開いたとされている。大坂における加島屋の存在が分かるもっとも古い資料は、延宝7年（1679）刊の『難波雀』『難波雀跡追』『難波鶴』（図1）である。いずれも以下のように掲載されていて、尼崎藩青山家の名代に加島屋教西（初代廣岡久右衛門、法名は教西）の名がある。

青山大膳亮殿 四万八千石 摂津尼崎  
屋敷 土佐堀田なべや橋  
留守居 九鬼団兵衛  
名代 北浜四丁目 か嶋や教西  
蔵本  
銀かけや おおつかや町 天王寺や作兵衛

初代久右衛門の住所である北浜4丁目は、現在は使われていない町名なので、その所在地を見ておきたい。大坂三郷北組惣会所旧蔵で最古の肉筆彩色地図である明暦元年

(1655)の「大坂三郷町絵図」(大阪歴史博物館蔵)によると、北浜4丁目は、北は土佐堀川、西横堀川に架かる西国橋をはさんだ東側と西側に位置する片側町であった<sup>1</sup>。その後、東側は延宝8年に十三人町と合併して大川町になり(大坂町之内町名替り候写・安政3年「水帳」/大阪市立中央図書館蔵)、西側は元禄末年頃の「大坂三郷町絵図」(肉筆彩色図・大阪城天守閣蔵)や18世紀中頃の「大坂三郷町絵図」(肉筆彩色図・大阪くらしの今昔館蔵。図2)では、五分一町の北半分と合併されて玉水町になっている<sup>2</sup>。

したがって、北浜4丁目は西国橋をはさんだ東西、大川町(西国橋の東側、現在の中央区大川町)から玉水町(西国橋の西側、現在の西区土佐堀通り1丁目)にかけての町域であったと推定される。元禄以降の加島屋の居所が玉水町であることを考えると、初代久右衛門の時代から玉水町に居を構えていた蓋然性が高いと考えられる。



図1 『難波雀跡追』(国立国会図書館デジタルアーカイブより)

## (2) 元禄から享保期における加島屋の屋敷地

加島屋廣岡家の史料は、現在は大同生命文書(大同生命保険株式会社蔵<sup>3</sup>)と廣岡家文書(個人蔵、神戸大学経済経営研究所寄託)として収納されている。最初に、18世紀初頭における加島屋所有の屋敷地を知るために、享保2年(1717)の「覚」(廣岡久右衛門家文書13-50-7)を紹介したい。

覚

一玉水町西国橋西詰角屋敷 壹ヶ所①

表口壹拾五間壹尺四寸

裏行拾四間貳尺

町役貳間役

一同町 壹ヶ所②

表口拾間壹尺五分

裏行貳拾五間三尺

町役貳間役

一同町 壹ヶ所③

表口六間

裏行貳拾六間貳尺

町役壹間役

一江戸堀壹丁目東角屋敷 壹ヶ所④

表口六間

裏行貳拾間

町役壹間役

一同町西角屋敷 壹ヶ所⑤

表口拾貳間四尺六寸

裏行式拾間

町役式間役

一伏見堀釘先町東角屋敷 老ヶ所⑥

表口三拾九間半

裏行拾六間六尺

町役式間役

右家屋敷六ヶ所、是迄家質ニも入申義無御座候ニ付、其方銀子借請申證文ニ書入相渡申候、銀子限月返弁延引候ハ、證文ニ在有之候通り此目録を以無相違相渡可申候、為其判形仍如件

享保貳年 加嶋屋妙古(印)

酉三月廿六日 同 藤四郎(印)

同 手代伊兵衛(印)

同 重郎兵衛(印)

鴻池屋兵作殿

この覚は、加島屋が所持している家屋敷を書き上げ、借銀返済が延引した場合に家質として差し入れることを約束したものである。「書置申証文之事」(廣岡久右衛門家文書12-18、以下、「書置」)によると、加島屋3代の正中は「病氣ニ付商売難勤閑居」したので、2代正吉(1649-1703)の室である妙古、廣岡藤四郎(吉信、1689-1765)。翌年に4代久右衛門を襲名)、そして加島屋の手代2名が署名している。ここに書き上げられた家屋敷6ヶ所(史料に番号を付した。玉水町屋敷①②③、江戸堀1丁目屋敷④⑤、伏見堀釘先町屋敷⑥)が、享保2年における加島屋の所有地である。

翌享保3年、吉信が3代正中の娘である「かめ」と夫婦になって加島屋の4代目を継いだ。「書置」によると、「当家身代殊之外不如意ニ有之、得意方其外知音方銀多ク難渋之場所ニ有之、逆茂此通り借銀多ク歩銀等年々多ク相払候而者弥身代相立不申様ニ有之」という状況であった。そこで、4代久右衛門は、妙古をはじめ手代一家中と相談して、



図2 「大坂三郷町絵図」(部分、大阪くらしの今昔館。加島屋の屋敷地の所在を示した)

家を処分して借銀方へ渡したが、未済が銀 500 貫目も残り、その後は「儉約ヲ專ニ致、質素ニ身を固メ」、ようやく家業が繁盛に向ったと記されている。この時、手放した屋敷が「玉水町西国橋之角屋敷・江戸堀西北角ノ屋敷・御堂前屋敷・伏見堀釘先町屋敷・京之屋敷」の 5 か所、残った屋敷は「玉水町本家居宅・同町西ノ蔵屋敷・江戸堀隠居屋敷」の 3 か所であった<sup>4</sup>。享保 2 年「覚」にあげられた 6 ケ所の屋敷地に、「御堂前屋敷」と「京屋敷」が加えられており、このうち御堂前屋敷は加島屋が最初に大坂で精米業を始めたとされる屋敷地であろう。

次に、加島屋廣岡家関係の史料の中から加島屋の屋敷地や建物の指図（間取図）を一覧表にまとめた（表 1）。以下、享保の屋敷地を念頭において、元禄から享保期における加島屋の屋敷地の絵図を、玉水町、江戸堀 1 丁目、釘先町の順に紹介したい。

### ① 玉水町の絵図

【史料 1】：元禄 6 年（1693）10 月 2 日の「一札（納屋願奉候）」は、土佐堀川と西横堀川の角地に位置する玉水町の一部（東側）の略図に、敷地規模や大道の幅（4 間から 5 間）、土佐堀川の雁木の幅（3 間半）などが描かれている。屋敷地を見ると、西横堀に表口をひらいた加島屋五兵衛（表口 11 間、裏行 15 間）と坂田屋清兵衛（表口 5 間半、裏行同）所持の屋敷地があり、幅 1 間の小路をはさんで西側に土佐堀川に面して表口をもつ加島屋久右衛門（2 代正吉、表口 5 間半）、加島屋五兵衛（表口 4 間半）の屋敷地が並んでいる。加島屋五兵衛は久右衛門家の本家筋あたる商家で、のちに創出された分家の五兵衛家とは別の家である。坂田屋清兵衛は他に資料を欠いている。

図につづいて加島屋久右衛門と加島屋五兵衛が地方奉行に宛てて「右之通絵図相違無御座候、東西式間半、南北式間之納屋奉願上候、尤両隣申分無御座候間、被為仰付被下候ハ、難有可奉存候」と述べ、土佐堀川の雁木（川沿いの岸の形式で石造で階段状のもの）の上に東西 2 間半、南北 2 間の納屋を建てることを願ひ出ている。

ところで、加島屋久右衛門はこれらの屋敷地をいつ頃入手したのであろうか。文化 15

史料番号	年号	西暦	史料名称	絵図形式	縮尺	備考	所蔵
1	元禄6年10月2日	1693	「一札（納屋願奉候）」				神戸大学経済経営研究科寄託 廣岡久右衛門家文書12-35
2	元禄14年12月13日	1701	「口上書 玉水町加嶋屋亀次良、玉水町居宅 普請仕候御断之口上書」				同上 廣岡久右衛門家文書13-50-3-2-1
3	元禄14年12月13日	1701	「絵図 玉水町居宅西国橋ノ角屋敷普請仕候 二付御断申上候絵図也」				同上 廣岡久右衛門家文書13-50-3-2-2
4	元禄15年閏8月3日	1702	「玉水町納屋之絵図 加島屋久右衛門」				同上 廣岡久右衛門家文書追7-2
5	元禄12年閏9月23日	1699	「江戸堀西家普請仕候二付 絵図」				同上 廣岡久右衛門家文書13-50-12
6	元禄3年5月23日	1690	「釘先町之家普請致候地奉行衆江御断申上候 絵図之扣」				同上 廣岡久右衛門家文書12-37
7	宝永5年10月7日	1708	「乍恐口上（納屋建願）」			包紙「絵図」	同上 廣岡久右衛門家文書14-18-4
8	元禄15年	1702	「玉水町絵図」①	貼絵図	12分計 約54分の1		同上 廣岡久右衛門家文書追8-2
9	元禄16年	1703	「玉水町絵図」②	貼絵図	12分計 約54分の1		同上 廣岡久右衛門家文書追8-3
10	天保11年12月	1840	「本宅絵図完」	書絵図	12分計 約54分の1	箱書（表）「本宅 三香菴 南別荘 建家絵図」 （蓋裏）「天保十一庚子年十二月改 廣岡 方位盤の裏書「嘉永七庚年七月松	大同生命文書5-5
11	天保11年12月	1840	「三香菴絵図」	書絵図	50分の1	箱書（表）「本宅 三香菴 南別荘 建家絵図」 （蓋裏）「天保十一庚子年十二月改 廣岡	同上 A5-6
12	天保11年12月	1840	「幸町三丁目別荘絵図」 （朱書）「天保四年改」	書絵図	約80分の1	箱書（表）「本宅 三香菴 南別荘 建家絵図」 （蓋裏）「天保十一庚子年十二月改 廣岡	同上 A5-4
13	天保11年12月	1840	某屋敷絵図	書絵図	50分の1	箱書（表）「本宅 三香菴 南別荘 建家絵図」 （蓋裏）「天保十一庚子年十二月改 廣岡	同上 A5-7
14	明治22年	1889	「西区土佐堀通寺丁目式番地五番屋敷建物」 「西区土佐堀通寺丁目浜四番地建物」	略絵図			神戸大学経済経営研究科寄託 廣岡久右衛門家文書13-109-12
15	明治		「西区土佐堀通寺丁目式番地建物図面」 「浜四番地」	略絵図		（綴）（西区土佐堀通一丁目二番地五番屋敷、同四番地官有拝借地の面積、地価書き上げ）	同上 廣岡久右衛門家文書13-109-15
16	文化元年	1804	「か嶋屋五兵衛様御指図改」	書絵図	10分計 65分の1		同上 廣岡久右衛門家文書13-25

表 1 加島屋関係絵図一覧

年(1818)の「廣岡家由緒并に御褒美頂戴の儀書上」(以下、「廣岡家由緒」)<sup>5</sup>に以下のような書き上げがある。

是者今居宅屋敷拾間口之分也、但棟続老屋敷成ル  
天和二戌七月南本町五丁目江引越  
他町持 加島屋五兵衛加五  
同年同月 養子甚吉正治譲得トアリ  
天和三癸亥年七月 加島屋久右衛門正吉

すなわち、表口10間の屋敷地②はもと本家の加島屋五兵衛が所持していたが、天和2年(1682)、五兵衛は南本町5丁目に引越し、翌天和3年7月、五兵衛の養子の五兵衛正治から久右衛門正吉が手に入れたと記されている。史料1で検証すると、元禄6年の久右衛門所持の屋敷地は表口5間半のみで、西に隣接する表口4間半の屋敷地は五兵衛が所持しており、それが同14年までに合筆されて表口10間に拡大され、久右衛門が所有している。文化15年「廣岡家由緒」は後の時代のものなので、一部に混乱が見られるが、加島屋久右衛門が加島屋五兵衛から屋敷地②の東半分の(表口5間半)を最初に取得したのが天和3年であった蓋然性は高いと思われる。

冒頭で、延宝7年(1679)『難波雀跡追』などの記載から、加島屋教西(初代久右衛門富政)の居宅があった北浜4丁目は、元禄期の玉水町の可能性が高いと述べた。しかし2代加島屋久右衛門(正吉)が屋敷地②を入手したのが天和3年(1683)とすると年代に矛盾が生じる。これは、延宝7年の初代久右衛門は本家にあたる加島屋五兵衛の屋敷地を借りて家業を営み、2代久右衛門の天和3年になって屋敷地を所有したと考えると両者の辻褃が合う。

**【史料2】**：包紙に「口上書 玉水町加嶋屋亀次郎、玉水町居宅普請仕候御断之口上書」と書き込みがある。本紙は巳(元禄14年)12月13日、加島屋亀次郎が御奉行宛に提出した口上書で、「玉水町ニ而表口拾間、小路之角屋敷普請仕候ニ付、かんき御座候ニ而、別紙絵図指上御窺申上候、以上」と記されていて、史料3の絵図と一連のものである。

**【史料3】**：包紙に「絵図 玉水町居宅西国橋ノ角屋敷普請仕候ニ付御断申上候絵図也」とあり、図中に「元禄十四辛巳年十二月十三日」、「年寄 中村屋吉兵衛」の書き込みがあって、史料2に「別紙絵図」とされた元禄14年(1701)のものである。この絵図は、東端は西横堀川に架かる西国橋、南端は船町境の木戸門、西は南北の筋まで、おそらく玉水町の全域を描いたと思われる。屋敷地に着目すると、西横堀川筋は、加島屋久右衛門(表口15間1尺4寸、裏行14間2尺)、蓬屋弥兵衛(表口3間2尺)、淀屋常隆(表口8間2尺5寸)の屋敷が連なっている。また、加島屋久右衛門の西側は、幅1間の小路をはさんで加島屋亀次郎(表口10間、裏行26間2尺)、大和屋三郎左右衛門(表口5間半)、さらに3つの屋敷地(表口6間半、表口6間、表口6間)が表口を並べている。

元禄6年「一札」(史料1)と比べると、小路の東側、加島屋五兵衛と坂田屋清兵衛の屋敷地が合筆されて加島屋久右衛門(正吉)の所有となり、小路の西側、加島屋久右衛門とその西隣の加島屋五兵衛の屋敷地も合筆されて加島屋亀次郎が所有している。亀次郎は3代正中(1687—1720)のことで、元禄16年に家督を継いでいる。久右衛門と亀次郎の屋敷地にはそれぞれ「普請仕候家」と記され、この時に家普請をしていることが分かる。

絵図の書き込みに着目すると、久右衛門屋敷の表に「此かんきノ通ニ出シ申様ニと元禄十四辛巳年十二月十三日ニ小川甚五右衛門殿・牧平左衛門殿ヲ以被為仰付候」、亀次郎屋敷の表にも「此かんき両隣並ニ出シ申様ニと元禄十四辛巳年十二月十三日ニ小川甚五右衛門殿・牧野平左衛門殿ヲ以被為仰付候」と記されている。「かんき」(雁木)とは出入のあるギザギザの形のことである。ここでは屋敷地の表に出入があるので、家普請を機会に隣の屋敷地との出をそろえるよう奉行所の与力から仰せ付けられ、町並みの整理を

行っていたことが分かる。

**【史料4】**：「玉水町納屋之絵図 加島屋久右衛門」は絵図中に「元禄十五年午ノ壬八月三日」の書込みがあり、史料3の翌年の元禄15年(1702)に作成された絵図であることが分かる。大道と雁木の幅の記載によると、北の北浜川筋(東側は大道4間5寸・雁木水叩き迄2間5尺、中央付近は大道4間3寸・雁木水叩き迄2間5尺5寸、西側は大道4間半5寸・雁木水叩き迄2間3尺7寸)、東の西横堀川筋(北側は大道4間・雁木水叩き迄2間6寸、南側は大道3間半1尺2寸・雁木水叩き迄2間1尺)の規模が分かり、西国橋の西橋詰と南の船町との境に門が設けられている。さらに北浜川筋には西国橋の西に番屋、髪結床、そして納屋(4間×2間半)が、西横堀川筋には納屋(7間×2間)と「せついん」(雪隠)が描かれている。2つの納屋に「此度普請仕候納屋」と書かれた貼札があり、普請中であることが分かる。

加島屋久右衛門屋敷の表口、西横堀川に面した敷地は南隣との出が揃えられ(これによって裏行は14間5尺6寸となる)、亀次郎屋敷の出も西隣の屋敷地の出と揃えられ、史料3の書き込みが実現している。

その後、加島屋では元禄16年(1703)に亀次郎が3代久右衛門(正中)を襲名し、さらに享保3年(1718)に吉信が4代久右衛門を相続する過程で、玉水町の角屋敷①は売却され、同町の屋敷地②と③は加島屋が所持した。屋敷地②は加島屋本宅となり、後に西に拡大され、さらに①の土地も買い戻して、現在の大同生命大阪本社ビルの敷地に継承されている。

## ② 江戸堀1丁目の絵図

**【史料5】**：包紙に「江戸堀西家普請仕候ニ付 絵図」の書込みがあり、図中に「江戸堀壱丁目」、「江戸堀弐丁目」と町名が記されている。これは玉水町の南に位置し、西横堀川から分岐して西流する江戸堀川に面した町で、江戸堀1丁目の西端に加島屋久右衛門の屋敷地(表口12間4尺6寸、裏行東側20間、西側19間5尺9寸)が描かれている。ここは享保2年(1717)の「覚」の西角屋敷⑤に該当する。

屋敷地は隣の敷地と1尺1寸7分の食い違いがあり、そこに「かんき其俣今迄之通ニ建申候様ニト外ノ壬九月廿三日ニ被仰付候、以上」と書き込みがある。「大坂三郷町絵図」(大阪くらしの今昔館蔵)<sup>6</sup>によると、江戸堀1丁目は江戸堀川に沿って町並みが形成されたため、通りと筋が直交せず、町の形が台形になっている。そのため隣家との境がノコギリ状にならざるを得ず、先に見た史料5とは異なり、奉行所から表の出はそのままに家を建てるように仰せ付けられている。書き込みの日付は元禄12年閏9月23日で、この年に久右衛門正吉が「江戸堀西家」の普請を行っていた。

## ③ 釧先町の絵図

**【史料6】**：「釧先町之家普請致候地奉行衆江御断申上候絵図之扣」の裏書を持ち、元禄3年(1690)5月23日に加島屋久右衛門(2代正吉)から地方奉行宛に提出されたもので、屋敷地の絵図では最古の史料である。その内容は、「右私表長屋普請仕度奉存候、地形之儀者両隣申分を仕度候、表東隣ニ而壱尺かんき、西隣ニ而者二尺五寸かんき御座候、町並一面ニ奉願御窺申上候」と記されていて、表長屋の普請を願い出ている。絵図によると、久右衛門の屋敷地は、京町堀川筋の南岸に所在し、表口19間半と20間、合計39間半、3間幅の横町から横町までの長さがある。これは大坂の町割の1区画の長さ相当する大屋敷であった。加島屋は大坂の川口に近い釧先町で長屋を建てて借屋(かしゃ、貸家)経営を行っていたことが分かる。

**【史料7】**：「絵図」と書かれた包紙に、宝永5年(1708)10月7日の日付の「乍恐口上」(納屋建願)と、釧先町の絵図が収められていた。口上書は加島屋久右衛門の家守である川崎屋長兵衛から奉行所宛に書かれたもので、久右衛門屋敷の浜崎に建てた納屋の間が6間空いているのでそこに浜納屋を建てたいと奉行所に願い出たが、浜崎の通路

がなくなるのでそのままにするようにと仰せ付けられた。しかし納屋がないと商売に差し支えるので、両方に1間の通路を取って4間幅の納屋を建てたい旨、別紙を添えて願い出たものである。

絵図は、京町堀川筋の両国橋南詰の西側、加島屋久右衛門の屋敷地の浜崎に、既存の「建納屋」にはさまれた6間の空き地があり、そこに間口4間、奥行5間の納屋を建て、両側に幅1間の「浜通路」を描いている。この史料から、18世紀初頭の大坂における浜地の利用状況が具体的に分かる。末尾に奉行所の与力である磯貝八郎右衛門から願いの通り建てるように仰せ下されたと記されている。この屋敷地はその後、享保3年に売却されて加島屋の手を離れている。

### (3) 18世紀初頭における加島屋の建物

廣岡家文書の中に「玉水町絵図」と上書きがある袋に2枚の貼絵図(史料8、史料9)が収められていた。貼絵図とは、建物の間取り部分を別の紙(色紙が多い)に描き、それを切り取って屋敷地を描いた台紙に張り付ける平面図である。京都大工頭中井家に伝来する絵図群にも貼絵図が含まれ、その多くは18世紀初頭以前の制作になるもので、それ以降の絵図は、台紙に直接平面図を描いた書絵図に変化する<sup>7</sup>。廣岡家伝来の貼絵図は、厚い和紙にへらで碁盤目を入れ、その上に淡色の和紙に描かれた建物の間取りを切り取って貼り付けたもので、一見して古様な仕上げである。へら目は1寸2分四方で、これが当時の土地の1間(6尺5寸)に当たり、絵図の縮尺率は約54分の1になる。

【史料8】：本紙に「北浜川筋 拾四間五尺六寸」、「横堀川筋 拾五間式尺五寸」との書込みがある貼絵図(東西59.2cm×南北60.5cm)で、史料4に描かれた加島屋久右衛門(2代正吉)の屋敷規模と一致する。また、貼札に大道をはさんで東と北に所在する納屋の賃貸料(東納屋は1月70目、北納屋は1月90目)を書き込んでおり、納屋の配置も史料4と一致する。したがってこの貼絵図の年代は史料4と同じ元禄15年(1702)になる。

敷地の北側には土佐堀川に面して6つに区画された長大な表蔵(表口15間、奥行3間で6戸に区分)と、その背後に2棟の長屋建ての居宅(西側の1棟は2戸長屋、東側の1棟は4戸長屋)があり、いずれも通り土間に沿って3室が並び、奥に裏口をひらいている。この表蔵と居宅はそれぞれ1ヶ月の家賃(1坪当たり約2.25匁)が記されているので、借屋であったことが分かる。表に蔵が建ち、奥に居宅がある町家の配置図はこれ



図3 元禄期の加島屋久右衛門屋敷アイソメ図(松本正己氏作図)

まで知られていない。この点は、次の史料9あわせて考えることにする。

同じ敷地の南側は、西横堀川に表口をひらいた町家(間口約3間)で、表棟(12畳)と中庭をはさんで3室(7畳、6畳、4畳)を配した奥棟とからなる。敷地の奥には巨大な蔵(31畳半)があって裏の小路にも入口をあけている。この町家は加島屋久右衛門の本宅と推定される。棟が分かれる建て方は表屋造とよばれ、<sup>おもてやづくり</sup>豪商の町家形式とされるが、この絵図の発見によってその初見が元禄年間までさかのぼることが明らかになった。図3は史料8を基にして、西国橋西詰の角地に建つ加島屋久右衛門の屋敷を復元したアイソメ図である。表蔵をもつ蔵屋敷の借屋と、表屋造の本宅をイメージするために作成した。

**【史料9】**：「玉水町西家 表口六間」「裏行式拾四間」との書込みがある貼絵図(東西27.6cm×南北94.0cm)で、資料7と同じく、通りに面して2戸前の表蔵(表口5間、奥行2間半)が、その奥に2戸長屋(表口5間、奥行6間半、2階建て)が建てられ、横に1間幅の路地があって、奥に4戸建ての長屋(おそらく蔵)が配置されている。貼札に「老年ニ壹貫五百八拾四匁五分宛、但シ未ノ正月ノ借、堺や利右衛門」と年間の賃料と借家人が書かれている。史料8と考え合わせると、未年は元禄16年(1703)と推定される。この「玉水町西家」は、享保2年「覚」に書き上げられた屋敷地③(表口6間、裏行26間2尺)に該当すると考えられる。享保3年(1718)の屋敷地処分の際も売却されずに加島屋が所持し、のちの「書置」に「西ノ蔵屋敷」と記された家屋敷と思われる。「西ノ蔵屋敷」という呼称や表口6間に注目すると、史料3の西側に位置する2つの屋敷地のどちらかと推定される。西端と書かれていないので、西から2番目の屋敷地の可能性が高い。

史料8や9のように表蔵をもつ町家の屋敷構えはこれまでまったく知られておらず、大名の蔵屋敷だけでなく、町人が所有した蔵屋敷の存在を示唆する資料として貴重である。諸藩の蔵屋敷が建ち並ぶ中之島の対岸に位置する玉水町に、表蔵が軒を連ねた屋敷地があったことが知られたことは、江戸時代前期における大坂の商いの業態や町並みを考える際にたいへん貴重な情報といえる。

## 2. 18世紀中期から19世紀中期の加島屋の建物

### (1) 享保大火による被災とその後の復興

享保9年(1724)3月21日に発生した大火(妙智焼)は、当時の大坂市街の3分の2、実に11,765軒の家屋を焼き尽くした。これは大坂夏の陣や大阪大空襲を除けば、大阪では最大規模の火災であった。幕末の大坂で板行された一枚摺の「大阪今昔三度の大火」によると、「享保九辰年大火」の被災範囲に玉水町が含まれていて、加島屋も類焼したと考えられる。現存最古の加島屋久右衛門の勘定目録である「享保九年暮勘定目録」がこの年の暮れから始まっているのは、この大火で蔵も被災したことを思わせる。しかしこれ以降、大坂は何度も大火に襲われるが、玉水町はいずれも被災を免れた。

加島屋本宅は、年代は不明であるが、敷地規模を西側に拡大している。そして寛政10年(1798)、6代久右衛門正誠(1774 - 1833)の代に当主の弟である正謙(1778 - 1823)が分家して、加島屋五兵衛家が創立された。

加島屋は19世紀前期になって大坂の豪商としてその名が知られるようになる。天保11年(1840)の「浪花市巾はんじやう家玉づくし」では、「持丸ノ玉」(長者)として鴻池善右衛門と加島屋久右衛門があげられ、続いて商人の三井、吹屋(精銅)の住友甚兵衛などの名が列記されている。嘉永元年(1848)の「諸国浪花長者」と題した一枚摺の長者番付は、西方に浪花、東方にそれ以外の諸国に分ける趣向で、西方大関の鴻池善右衛門に次いで関脇に加島屋久右衛門が、また頭取に分家の加島屋五兵衛が名を連ねている。

さらに同じ時期と推定される「大阪持丸長者集」では、東の大関・鴻池善右衛門に対して西の大関に加島屋久右衛門があげられている。

大坂を代表する豪商になった19世紀前期の加島屋に関しては指図が5枚伝来する。史料10～13は加島屋久右衛門家、史料16は加島屋五兵衛家の指図である。また、史料14、15は明治前期の久右衛門家である。以下、久右衛門家と五兵衛家を順に紹介したい。

## (2) 19世紀前期・中期の加島屋の建物

### ① 加島屋久右衛門家の本宅

享保の大火後に再建された加島屋久右衛門家は、「本宅絵図完」（史料10。以下、本宅絵図）で間取りが明らかになる。この図は、史料11、12、13とともに折り畳まれて桐箱に納められており、蓋の表に「本宅 三香菴 南別荘 建家絵図」、蓋の裏に「天保十一庚子年十一月改 廣岡」と墨書されていた。天保11年（1840）の加島屋本家は8代久右衛門正饒（まさあつ。1806—1869）の時代である。

【史料10】：「本宅絵図完」の貼札がある書絵図で、本紙は東西66.4cm、南北103.8cm、指図（平面図）は1間＝6尺5寸を1寸2分に縮小した12分計、約54分の1の縮尺率で描かれている。さらに朱で方位線が描かれて家相図の体裁をとり、建物の中央付近に貼られた方位盤の裏に「嘉永七寅年七月松浦鑒訂」の朱書がある。嘉永7年（1854）、大坂の家相家である松浦家が鑑定した貼札<sup>8</sup>が残されている。

指図には、柱の位置が記され、柱間装置としては大壁・真壁の区別、壁・建具の区別、雨戸（戸袋）の位置が、各部屋では畳の枚数・板間・押入・床の間・階段の位置や台所設備等が判明する。さらに敷地内施設としては茶庭の待合・門・雪隠など、詳細に描かれている。ただ、部屋の名称が記されていないので、ここでは他家の絵図や『守貞謄稿』の記述などを参考にして、室名を推定した。以下、指図による建物の概要を記しておく。

本宅絵図によると、玉水町の土佐堀川に面した屋敷地に立地し、表口は15間半1尺（約30メートル）、裏行25間3尺（約50m）、約400坪の大屋敷であった（敷地規模は史料4による。1間は6尺5寸＝約1.97m）。

本宅の建物を見ると、主屋は表棟（見世棟）と奥棟（居住棟・台所棟）に分かれ、両者を玄関棟でつなぐ表屋造形式になっている。奥棟の西に2棟の座敷が張り出し、敷地内には4棟の蔵が建てられている。

表棟は、門口を入った見世土間（見世庭）をはさんで、<sup>かみみせ</sup>上見世と<sup>しもみせ</sup>下見世に分かれる。上見世は3室（15畳と6畳2室）からなり、表通りに面した2室には出格子が設けられており、上見世の奥に表蔵（12畳半）がある。一方、下見世は2室（4畳半と3畳）からなる。

見世土間を通り抜けた中庭に面して、8畳と6畳の2室をもつ玄関棟がある。6畳の前には式台を構えており、格式の高い武家などを迎え入れる玄関であったことが分かる。

さらに奥棟に入ると、長大な台所土間（台所庭）が広がっている。台所土間に沿って居室があり、表側から内玄関（台目5畳）、上台所と下台所（11畳、9畳、6畳の3室）が並んでいて、9畳の間には「膳棚」が置かれている。上台所の土間側に板間が張り出し、3つの焚口がある竈（大坂で「三つべっつい」）と流し（大坂で「ハシリ」）が据えられている。

台所土間は、妻側に大竈と7つの焚口をもった竈（七つべっつい）が据えられ、その奥に水壺が2つ、流し（走り）、水溜、井戸が置かれている。走りの横の水壺は飲用と炊事に分けられ、水溜は井戸から汲んだ水を溜めて雑用水に使用された。裏口を出たところに「風呂」と「湯殿」と便所が付属している。

本宅の奥棟から西側に座敷が張り出ししている。表側の座敷は、2間半の大床と付書院を構えた座敷（17畳半）と次の間（15畳）、そして「仏壇」を置いた仏間（8畳）があり、

蔵屋敷の武家を迎える格式の高い接客空間であった。一面には6畳で床付きの茶室が設けられている。

茶室の東隣の6畳の部屋は当主の日常の居間、その南につづく台目2畳の小間の茶室は、奥向きの茶室になる。さらに田の字型に配置された4室(4畳、8畳、6畳、板の間)があって、階段で2階の居室につづいている。これらの部屋は加島屋廣岡家の日常の居住空間と考えられる。その奥にある床と床脇を構えた座敷(8畳)と次の間(6畳)は内向きの接客座敷である。

茶室への通路は、通りに面した表棟につづく高塀の真ん中に客門があげられ、中に入ると待合が設けられている。ここから邸内の西端の露地を奥に進むと腰掛があり、さらに内露地を経て、先に紹介した6畳の茶室に至る。

敷地のいちばん奥の隣地境にはL字型に3棟の蔵と白部屋が配されている。西側の蔵は25畳、南西の蔵は内部が30畳と24畳に分かれ、南東の蔵は24畳の規模がある。

加島屋本宅は、享保9年3月の大火で焼失した後、再建過程を示す史料を欠いている。同じ大火で焼失した住友家は、ただちに再建に取りかかり、乾蔵は享保9年6月、居宅(本家)は同年9月、座敷は少し遅れて享保12年3月の祈祷札があり、かなりの速さで再建されたことが分かる。じっさい、享保の大火の6年後に大坂の復興を目にした神沢杜口(後に京都町奉行与力)はその著書『翁草』に「火事後纔に六年目に元の大坂に成たり」と記述しており、大坂では町家の再建が早かったことを思わせる<sup>9</sup>。

火災後の再建は、まず「仮屋建て」(仮普請)で商いを再開し、その後に本格的な町家を建てるのが一般的であったとされる。加島屋の場合はまったくの想像でしかないが、大火の6年前の享保3年に家業の不振で多くの屋敷地を売却していることから、火事の復興が迅速に進んだとは思えない。おそらく表棟(見世棟)や奥棟(居住棟・台所棟)など商いや暮らしに必要な建物を「仮屋建て」で再建し、やがて「本屋建て」へと建替えを行ったのでないだろうか。その最終形態がこの天保年間の絵図(史料10)と考えられる。

図4は、史料10を基にして、天保年間の加島屋久右衛門の屋敷を東北方向から見たアイソメ図である。表屋造の主屋、表座敷、奥の蔵など、当時の大坂を代表する豪商加島屋の屋敷構えをイメージすることができる。

## ② 加島屋久右衛門家の三香菴と幸町別荘の建物

【史料11】：「三香菴絵図」の貼札がある書絵図で、本紙は東西60.5cm、南北66.0cm、指図の間は約3.85cmなので縮尺率は50分の1になる。朱で方位線が描かれているが、



図4 天保期の加島屋久右衛門屋敷アイソメ図(松本正己氏作図)

家相に関する記述はない。

指図によると、東を正面にして門を設け、敷地の中央に主屋、その奥に離れが建てられ、蔵は敷地の西北隅（15 畳）と南側に 2 棟（ともに 12 畳半）が配されている。主屋の南側は 11 畳半の座敷に 2 畳の床と書院、1 畳の仏間が取り付き、廊下をはさんで 2 畳台目の茶室が配置されている。東側は床と書院を備え、炉を切った 8 畳座敷と、同じく炉を切った 3 畳の座敷が取り付いている。北側は 3 畳台目の茶室が、東北隅には 6 畳に床と書院を設け、炉を切った座敷が張り出している。西側は廊下をへだてて離れが建てられ、ここにも 1 畳台目中板付の茶室が設けられている。

三香菴の絵図には、所在地の記載を欠いている。そこで、畳の寸法を基準に敷地規模を計測すると、南北約 15 間、東西約 14 間との数値が得られた。この規模は玉水町の東端、西国橋西詰角屋敷①がちょうど該当する。ここは元禄年間に加島屋久右衛門が所有していたが、商いが困難になって享保 3 年に紀州関戸慈幸（紀伊国海部郡関戸の慈幸村）の掃部四郎という人物に売却している。その後、家業が隆盛になったので加島屋が買い戻し、三香菴が建設されたと推測されるが、その時期は不明である。

明治中期に撮影されたと思われる古写真（16 頁掲載の古写真①と②）を見ると、本宅の東に土蔵が写っており、これは史料 11 の東北隅に描かれた 15 畳（間口 2.5 間、奥行 3 間）の蔵と考えられる。すなわち、三香菴は玉水町の東端の角屋敷に所在し、加島屋本宅とは小路をはさんで隣接していたこと、6 つの茶席を備えた数寄を凝らした別宅であったことが明らかになった。

ところで、18 世紀後期の安永 7 年（1778）9 月 6 日に萩藩主の毛利重就が加島屋を訪れ、七事式の茶会が行われた。七事式とは、表千家如心齋と裏千家又玄齋が茶道の修練のために 7 つの式作法を定めたもので、花月、<sup>かげつ</sup> 且座、廻り炭、廻り花、茶カブキ、<sup>いちにさん</sup> 一二三、<sup>かづちや</sup> 貞茶の 7 式である。

加島屋の七事式の記録は「長州御太守入来茶会記」（神戸大学経済経営研究所寄託 岡久右衛門家文書 9-26。以下、茶会記<sup>10</sup>）が残されており、重就の来訪は内々の観覧であったことが分かる。加島屋は 5 代正房（1742—1783）の代で、「御普請中御座鋪出来無之」、つまり普請中の座敷が完成しておらず、「玄関次八畳鋪」において、且座と花月の式が催されたと記されている。その時の略図を見ると、8 畳の間の正面中央に床、右に違い棚があり、部屋の外に水屋が設けられている。向かって左手に「棚」、「御刀掛」、「且座御座所」、「花月御座所」「台子」と書かれ、手前は「勝手口」と「御近習衆御用人御家老其外御附々」が控える「次の間」があった。

七事式は、まず 8 畳座敷で且座が行われ、寺内昨、竹中右源治、竹田休和の 3 名が客方、多田宗掬（表千家啐啄齋の高弟）が東、狩野宗朴（裏千家）が半東を務めた。座敷のしつらいは、床に掛物（土佐光貞の日出）と唐物の金鶴香炉、床脇に文庫硯箱、点前座には真塗の台子、染付水差、与二郎阿弥陀堂釜などが置かれた。さらに花入（高取焼置）と炭斗、茶入はさつま大長緒、香盆は青磁香炉、井戸茶碗、茶杓は如心齋による銘「福の神」が用いられた。

且座が済むと、重就は 8 畳座敷で宗匠の挨拶を受け、その後、休息のため 2 階に移った。七事式が行われた建物の 2 階には座敷と下座敷（次の間）があり、座敷の床には雪舟の福祿寿の掛物、花入は伊賀焼で花は水仙と赤椿、違棚には青磁ホヤ香炉、硯箱が飾られた。下座敷の床の掛物は前年に拝領したもので毛利公お好みの長州画工・操玄作の芙蓉の絵、花入は青磁で大菊兩種を活けている。

重就は花月の見学も所望したので、8 畳座敷のしつらいが替えられた。掛物は慈鎮和尚の色紙、三重棚、水指は金欄手、茶碗はノンカウ黒などが用意された。花月は宗朴を主として且座と同じ 5 名で行われた。花月の後に、重就は加島屋を後にした。茶会記に「七ツ時前御入、夜四ツ時御立」と記されているから、滞在は三時、6 時間にも及んだ。



図5 七事式の略図

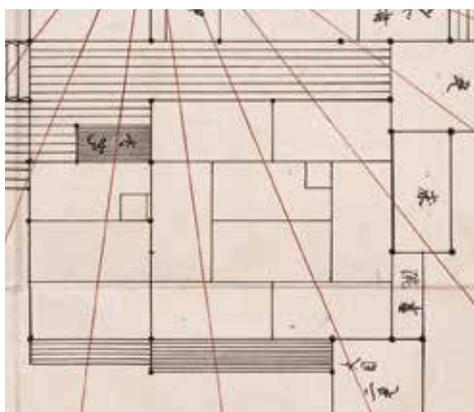


図6 三香菴の8畳座敷

本宅	6畳 台目2畳	原叟床 置床	
三香菴	8畳	1間床	書院
	6畳	1間床	書院
	3畳		
	2畳台目		
	2畳台目	台目床	
南別荘	1畳台目中板付	台目床	
	2畳中板付	台目床	
	1畳台目	台目床	
	1畳台目		鱗板付
某屋敷	3畳台目	台目床	
五兵衛宅	2畳台目	原叟床	

表2 加島屋の茶室

この七事式が行われた建物はどこにあったのか。結論的に述べると、「玄関次八畳舗」は三香菴絵図の東の門から入った正面にある3畳と北隣の8畳座敷が該当するのではないと思われる<sup>11</sup>。三香菴の8畳座敷は正面中央左寄りに1間の床があり、右手に書院が設けられていて、七事式の8畳敷と類似する。また、毛利公が休息した2階座敷は、三香菴絵図の3畳の横に階段が描かれており、規模は不明であるが2階の存在が確認できる。安永7年に普請が終わっていなかった「御座舗」とは、8畳座敷の西南にある11畳半の大座敷のことではないかと考えられる。

当時、茶の湯は武家や商人同士の付き合いに必須の遊芸であった。加島屋久右衛門家の歴代当主も早くから茶の湯をたしなんでいたようで、『方々茶湯拔書』（今日庵文庫蔵）に収録された元禄期を中心とする168の他会記のうち5会は<sup>12</sup>、加島屋久右衛門（2代正吉）の屋敷で行われ、表千家寛々斎宗左（1678—1730）が参席している。この時の茶会は元禄6年の絵図に描かれた表口5間半の屋敷内と考えられるが、具体的な場所は不明である。

その後、5代正房、6代正誠の時代に茶道具を収集し、7代正慎、8代正饒の代になって茶の湯に傾倒した。嘉永元年（1848）には表千家10代祥翁宗左（吸好斎）は、茶湯的伝（皆伝）を正饒に与えている。

三香菴にはすでに述べたように6つの茶室が確認できる。加島屋の各屋敷における茶室をまとめたところ、三香菴には変化に富んだ多くの茶室が備わり、数奇の趣向を凝らした別荘であったことが分かる。

また、加島屋の当主は大坂の豪商の間で流行した蹴鞠にも打ち込み、文政7年（1824）刊『新刻浪華人物誌全』の文雅の項に、蹴鞠の名手として玉水町廣岡久左衛門（7代久右衛門正慎か）の名がみえる。

【史料12】：表紙に「幸町三丁目 別荘絵図」の貼札と「天保四年改」の朱書が、裏に「廣岡」の墨書がある。本紙は、東西81.4cm、南北103.8cmで、指図はおおよそ約80分の1の縮尺で描かれている。

幸町3丁目は、「大坂三郷町絵図」（大阪くらしの今昔館蔵）によると、大坂三郷の南端、道頓堀川下流にかかる幸橋を南に渡った西側の2ブロックの片側町である。ここに加島屋の別荘が営まれた。

指図から敷地規模を計測すると、表口15間、裏行20間になる。図には朱の方位線が描かれているが、家相に関する書き込みはない。屋敷地は西と南に「回廊」が巡らされ、中央に池があり、北側に屋敷が配置されている。北側の通りに面して出格子を構えた表棟があり、入り口を入ると見世土間の下手に「供部屋」7畳、上手に「御店」8畳、その奥に「御神前」6畳がある。見世土間を通り抜けて右手に回り込むと「玄関」4畳、床と書院のある「表」8畳の部屋がある。

通りの西には貴人用の入口があって、そこに入ると、式台を構えた8畳の「大玄関」と8畳の「小座敷」がある。さらに奥に入ると、2間の「床」と2畳の「上段」、「付書院」を構えた「大座敷上之間」18畳と「大座敷次之間」18畳があり、1畳台目と1畳台目中板付の2つの茶室がある。表棟の奥には広大な台所土間があって、大竈、5つへっつい、「は

しり」などが設けられ、床上には長4畳の「寄付」、9畳の「台所」があり、奥に床を構えた6畳の「竹之間上之間」、10畳の「竹之間下之間」が配置されている。

屋敷地の中央の池には土橋や露台が設けられている。屋敷地の南の回廊の間に階段をもった入口があり、そこから入ると3畳の書院と1畳台目の「かこい」（茶室）をもつ茶屋風の建物が、池に臨んで建てられていた。南別荘は豪商加島屋にふさわしい趣向に富んだ別荘であった。なお、先に紹介した文政7年（1824）刊『新刻浪華人物誌全』の文雅の項に幸町の廣岡英左衛門（6代正誠の隠居名）の名があり、じっさい6代正誠は、寛政4年（1792）に家元の飛鳥井雅威から蹴鞠に用いる「葛袴紅裏」を許されたことが廣岡家文書から知られる。

**【史料13】**：表題のない屋敷絵図で、本紙は東西82.8cm、南北80.9cm、指図の縮尺は50分の1である。指図から敷地規模を計測すると、表口（東西）約9.75間、裏行（南北）10.25間になる。敷地の南に表家が建ち並び、路地口を入ると奥に主屋が配されている。広い台所土間に沿って床上は4室が並び、その裏の部屋を歩いていけば奥に、床と地袋を備えた15畳の座敷と次の間、3畳台目の茶室が設けられている。屋敷の所在地は不明である。

**【史料14】**：「西区土佐堀通壺丁目番地五番屋敷建物」、「西区土佐堀通壺丁目浜四番地建物」と書かれた本宅の絵図で、同敷地内の建物の略図を描き、面積と地価を書き上げている。一括史料の中に浜地の官有拝借地の明治22年（1889）分の料金が書き上げられており、作成年代が判明する。略図には、「二階造家屋式拾四坪」のように、建物の構造（平屋、二階造の別）、建物の用途（家屋、土蔵）が記入されている。2階の坪数から2階の範囲を想定することができるが、奥の座敷が「平屋造土蔵五坪」と記入されており、史料10の間取りと矛盾する。次の史料15を参考にすると「平屋造家屋五坪」の間違いの可能性が高い。

**【史料15】**：「西区土佐堀通壺丁目番地建物図面」と書かれた本宅の絵図で、同敷地内にある建物の内寸をもとに1階と2階の略図を描き、寸法を記入している。また「浜四番地」と書かれたものは、浜地にある「厩」の略図と寸法を示したものである。作成時期は不明であるが、史料14とほぼ同時期と推定される。「居宅平坪百五拾五坪三勺」「倉庫建坪廿七坪」などの書き込みがある。1階は史料10の本宅絵図の外周とほぼ一致する。2階は表棟（見世棟）と奥棟（居住棟・台所棟）の位置が判明する。とくに台所の2階の梁間を推定することができるので貴重である。しかし、奥座敷周辺の2階が1階と一致しない。

### ③ 加島屋五兵衛家（別家）の建物

**【史料16】**：図中に「乙文化元年子の年引指図 か嶋屋五兵衛様御指図改」と記されている。文化元年（1804）に加島屋の分家である五兵衛家の建物を描いた指図（平面図）である。本紙は東西54.6cm、南北79.0cmで、指図は1間を1寸に縮尺（10分計）した65分の1の縮尺率になる。

五兵衛家は、寛政10年（1798）、加島屋6代廣岡正誠（1774-1833）の代に、弟の正謙（1778-1823）が分家を創設したもので、この指図は五兵衛家ができて間もない文化元年に作成されている。

指図から建物を計測すると、表口は約13間、裏行約20間になる。文化11年の「御用金請方丁人屋号いろは分覚」（『大阪編年史』26巻所収）によると、五兵衛家は江戸堀1丁目に居所があったことが分かる。すでに紹介した江戸堀1丁目の絵図（史料5）に図示された加島屋久右衛門の所有地の規模とほぼ一致する。すなわち、元禄年間以来、久右衛門家が所有していた江戸堀1丁目の屋敷地を、分家の五兵衛家に譲ったと考えられる。

指図の内容は南が正面で、表棟（見世）と奥棟（台所・座敷）を玄関でつなぐ表屋造

		久右衛門家(本家)	五兵衛家(分家)
屋敷規模	表口	15間半1尺	12間4尺6寸
	裏行	25間3尺	20間
	面積	約400坪	約250坪
家屋構造		表屋造	表屋造
表棟(見世棟)		15畳、6畳、6畳	12.5畳、10畳
玄関		8畳、式台付6畳	8畳、式台付6畳
奥棟(台所棟)	土間梁行	10間	8間
	台所	5畳、11畳、9畳、6畳	11畳、9畳半、6畳
表座敷	座敷規模	17.5畳、15畳	17畳、15畳
	座敷飾り	2.5間床	2間+2畳の上段
仏間		8畳	15畳
奥座敷	座敷規模	8畳、6畳	8畳、6畳
	座敷飾り	床、棚	床、棚飾り
土蔵	数	4棟(115.5畳)	4棟(56畳)

表3 江戸時代における加島屋本家・分家の屋敷規模比較

である。表棟は上見世2間と下見世からなり、奥棟には床と上段を備えた17畳の大座敷や、2畳台目の茶室があった。

久右衛門家と五兵衛家は本家と分家の関係にある。当時、商家では本家と分家、また暖簾分けをした別家とは厳しい上下関係があった。例えば、家紋ひとつを取ってみても、加島屋本家の定紋は「丸に太陰光琳蔦紋」に対して分家は「子持ち輪に黒持地抜光琳蔦紋」で、分家は本家に遠慮した家紋になっている。農家でも本家と分家は座敷の規模や座敷飾りに格差があるとされている。そこで、本家の久右衛門家と分家の五兵衛家の建物規模や造りを比較した(表3)。

屋敷地の規模は、久右衛門家が約400坪、五兵衛家は約250坪で、本家の久右衛門家が1.6倍大きい。参考までに、五兵衛家は分家の時に譲られた宅地である。建物はともに見世と居住に棟が分かれ、2つの棟を玄関でつなぐ表屋造である。

表棟(見世棟)は、本家が3室に対して分家は2室で本家が大きく、玄関は両家とも同じ規模である。

奥棟(居住棟・台所棟)を見ると、台所土間(台所庭)の梁行は本家が10間に対して分家が8間、土間に沿った床上の部屋は本家が4室に対して、分家は3室で、いずれも本家の規模が大きい。

表座敷は、本家が2間半の床を構えた17畳半の座敷に15畳の次の間に対して、分家は2間の床(2畳の上段付)を構えた17畳座敷に15畳の次の間がある。座敷の規模は同じであるが、主座敷の床の幅は本家が広い。一方、仏間は分家の方が広い。奥座敷は本家と分家の規模に明確な差異は認められない。

土蔵は、本家の4棟(計115.5畳、内表蔵1棟)に対し分家は4棟(計56畳、内表蔵1棟)で、本家が2倍程度の規模をもっている。

このように両家の建物の規模を比較すると、分家である五兵衛家は、本家の久右衛門家を超えないという意識が働いたことが見て取れる。

五兵衛家は文化元年(1804)頃、19世紀初頭の建物であるが、本家の久右衛門家は享保の大火後に再建された18世紀中期の建物と推定される。五兵衛家の間取りで、台所と座敷の境に中廊下のような畳の間が設けられているのは、時代が新しいことを反映しているのかもしれない。

### 3. まとめ

最後に、加島屋の建物の変遷と特徴を時系列にまとめておきたい。加島屋は初代久右衛門富政の晩年にあたる延宝7年(1679)には北浜4丁目に居を構え、出身地である尼崎藩東難波村の領主・青山家の蔵屋敷の名代をつとめていた<sup>13</sup>。加島屋が所在した北浜4丁目の名は、元禄年間に玉水町に変わっている<sup>14</sup>。

元禄年間になると、玉水町に加島屋久右衛門の屋敷地が確認できる。同6年(1693)は町内の中央付近に久右衛門が屋敷を構え、また同14年には町内の東角にも屋敷地を拡大している。敷地内には土佐堀川に面して貸蔵を配置し、その背後に貸家が付いている。もうひとつは、「西ノ蔵屋敷」と記された、同じく貸家の表蔵をもった蔵屋敷が存在することである。とくに中之島の蔵屋敷の対岸にある玉水町には、表蔵を建てて、貸蔵の経営を行う町人が現れていたことを思わせる(図7:91頁)。これらの建物は享保9年(1724)

の大火(妙智焼)で類焼したと考えられる。

その後、18世紀中・後期の動向は、史料を欠いていて明らかではない。19世紀の天保年間になって、加島屋本宅の巨大な屋敷地と建物配置、個々の建物間取りを詳細に記した本宅絵図が作成されている。表屋造りの本宅、表座敷、茶室と露地、4棟の蔵などから成る豪邸(巨戸)であった。なお、階段の位置や明治の本宅略図(2枚)と照合して、2階の範囲や土蔵の階数を想定することができる。

同時に作成された、茶室の三香菴、南別荘の絵図から、数寄を凝らした別宅の存在を知ることができる。三香菴には加島屋と取引がある藩の諸侯や、蔵役人、そして多くの茶人が出入りしている。この加島屋本宅と三香菴の土地が現在の大同生命大阪本社の場所である(図8:91頁)。また、南別荘は、道頓堀川の南西に位置し、邸内に池と茶亭を配した巨大な別荘建築で、玉水町の本宅からは、西横堀川と道頓堀川を船で移動したという伝承が残されている。

一方、寛政10年(1790)に分家した五兵衛家も、表屋造りの主屋、大座敷、茶室、蔵などをもつ大屋敷を所有していた。ただ、本家の久右衛門家と比較すると、屋敷地の規模、建物の規模、座敷の広さや座敷飾り、蔵の規模などは本家より小規模に造られている。当時、本家・分家の区別が、厳然とあったことをこの2つの本宅図は示唆するものである。

加島屋本家である久右衛門家の建物は、遅くとも17世紀後半には大川(土佐堀川)と西横堀川に面した角地に位置する玉水町に本宅を構え、19世紀前期の天保年間には、同地の本宅とそれに隣接する三香菴、そして道頓堀川の南西に位置する南別荘を所持する豪商になり、当時、鴻池家、住友家と並び称せられた。一方、18世紀末に分家した五兵衛家も、豪商にふさわしい屋敷構えであったことが絵図から判明した。

加島屋の建物についてはこれまでまったく知られていなかったが、今回の研究によって、本宅である久右衛門家の江戸時代初期から幕末までの宅地の変遷、それぞれの時期の建物の特徴、そして分家である五兵衛家の宅地と建物についても明らかにすることができた。

大阪の町家研究は、京都や江戸の町家研究に比べると活発とはいえない。その理由の一つは戦災で多くの資料が失われたことであり、また現存する町家遺構も京都に比べると圧倒的に少ないことも研究を困難にしている理由である。今回、加島屋・廣岡家資料を紹介することで、大阪の町家研究に極めて貴重な知見を提供できたと考えている<sup>15</sup>。

## 追記

近代の加島屋屋敷について、明治42年(1909)に発行された大同生命「社報」(第9号)<sup>16</sup>に建物に言及した箇所があるので、以下に引用しておく。

①「当家は先代より諸侯蔵屋敷の為、換方をつとめ、就中、氏の時代には長州藩の御用多く、其他、中津藩を始め各藩の為め出納した金額は実に巨額である。去れば氏を長州では御用人格として苗字帯刀を許され、其玉水の同邸には藩侯御用に備ふる為め御殿作の別宅迄作られてあつたのである。而して君侯来臨の節、家人引見の後は専ら氏のみ同室伺候して燕楽を共にせらるゝの例であつた。」

②「玉水の加島屋といへば以前は大した屋敷であつて、現今の土佐堀裏町、江戸堀上通附近は殆んど其有であつた。江戸堀北通には別荘あり、又蹴鞠場もあり、諸侯伯などおりおり臨んで遊戯せられたのである。維新後、此屋敷地の一部を学校に寄付した事がある。」

③「現在の本宅は、以前は三香菴といふ茶室であつた。茶室といへば、同家の茶室は千利休の設計で、随分数寄を凝らしたものであるが、銀行営業所拡張の時、之を取毀ちて仕舞ふた。尤も、其図面及び材料は保存してある。又その庭前の手水鉢は、桃山御殿にて太閤秀吉公所用なりと言伝ふ。」

④「同家の御主人が私方においでの際は大層なもので御座いまして、先づ玉水の同邸から船で西横堀を通行せられるのが普通で、偶には駕籠を用みられた事もあり升。(略)」

これらの記述をまとめると、①では、玉水の加島屋屋敷に御殿造の別宅が作られ、藩侯の御用に備えたこと、②では、加島屋が玉水町とその周辺の町に屋敷地を所持していたこと、屋敷内には蹴鞠場があって諸侯も遊戯を楽しんだこと、明治になって屋敷地の一部を学校用地に寄付した事が記されている。

③では、三香菴が本宅にあったと書いているが、同菴は小路をはさんで本宅の東に並んで所在したので、両者は一体のものと考えられていたのであろう。またここには利休好みの茶室があったこと、そして三香菴の建物は銀行営業所の拡張時(明治20年代か)に取り壊されたこと、図面と部材が保存されていたことなども分かる。さらに、三香菴の庭前の手水鉢は、桃山御殿(伏見城のことか)において「太閤秀吉公所用」との伝承があることが記されている。ここで手水鉢と書かれたものが、現在、大同生命大阪本社ビルの地下に移設されている、桐の紋を刻んだ石製の井筒(井戸側)である。

④は、難波新地にあった「堺夏」<sup>18</sup>という料亭の女将の言葉を引用したもので、玉水町の本宅から難波新地への交通は、主に西横堀を船で通行したことが書かれている。同じ難波新地にあった幸町3丁目の別荘へ行くときも、西横堀川と道頓堀川が使用されたことが知られるのである。

これらの記事の内容は、主に江戸時代の加島屋の屋敷について回顧的にまとめたものである。じっさいの絵図資料とは一致しない箇所もあるが、概ね当時のくらしぶりを伝えており、絵図だけでは分からない貴重な証言である。

(谷直樹)

1 『大阪府の地名』日本歴史地名体系28、1986年、平凡社刊

2 大阪くらしの今昔館蔵の「大坂三郷絵図」は、凡例に宝暦5年(1755)に開発された新地が載せられているので、それ以降、およそ18世紀中頃の内容と考えられる。なお、江戸時代前期から中期の木版地図を見ると、明暦3年(1657)の「新坂大坂之図」には、田辺屋橋の南に「青山大蔵」の屋敷地が確認できるが北浜4丁目の地名はない。元禄元年(1688)の「辰歳増補大坂図」は、土佐堀川の南、西横堀川に架かる西国橋東詰と西詰に「北浜四丁目」と記され、元禄4年の「新撰増補大坂大絵図」には西国橋西詰に「北浜四丁目」と記されている。次いで、文化3年の「増修改正摂州大阪地図」は玉水町の町名になっている。

3 大阪大学経済史・経営史資料室に寄託されている。

4 「書置」(廣岡12-56-2-2)の該当部分を以下に抄出する。翻刻は「廣岡家文書と大同生命文書—大坂豪商・加島屋(廣岡家)の概要—」(『三井文庫論叢』第51号、2017)による。

一、我等事、難波村広岡九兵衛家名致相統居候処、当家節西様御病身ニ付、難相動御座候ニ付、妙古様方我等ヲ養子ニ被成度由達而被望、実父専西被致許容、享保三戌年当家江相統ニ参リ、節西様娘おかめと夫婦ニ成リ、然ル所其時節当家身代殊之外不如意ニ有之、得意方其外知音方銀多ク難渋之場所ニ有之、逆茂此通り借銀多ク歩銀等年々多ク相払候而者弥身代相立不申様ニ有之候ニ付、妙古様を始、手代十郎兵衛・清兵衛・左兵衛其外一家中相談之上、玉水町西国橋之角屋敷・江戸堀西北角ノ屋敷・御堂前屋敷・伏見堀銀先町屋敷・京之屋敷、べ五ヶ所屋鋪売払、借銀方江相渡し、先借銀方を防キ申候処、相残ル者玉水町本家居宅・同町西ノ蔵屋敷・江戸堀隠居屋敷、べ三ヶ所ニ有銀百八拾貫目、家財不殘請取居候得共、未借銀五百貫目余も有之、難相凌候へ共随分相慎ミ居候処、ケ様之身代柄ニ付世上之唱茂不宜候所、我等存念ニ者当家之儀元祖教西様、心西様難波方御出当家相立候処、我等随分身を固メ相勉候ハ、畢竟家業之儀者仕似セ有之事ニ候へハ、先儉約ヲ専ニ致、質素ニ身を固メ候ハ、是非家をも引起し可申与、猶又随分身をべリ相動申候処、第一元祖教西様方代々御本寺様江段々御馳走有之候陰徳顕レ候哉、問屋商売追々繁昌ニ相成リ、毎年北国米登り高四五万石計茂登り、又ハ得意方積出し米其外以爲米共浜方売買之口錢多ク殊之外繁昌致来候(以下略)

5 文化15年(1818)に廣岡久右衛門(病氣に付、代覚兵衛)が奉行所宛に提出した「広岡家由緒并に御褒美頂戴の儀書上」(大同A2-3)の中から、家屋敷部分を抜粋したものである。翻刻は、高槻泰郎氏のご教示・ご提供による。

元禄六癸酉年十一月水帳之面

延宝七己未年十月十八日改

一、表口拾壱間、裏行拾五間 加島屋浄三か五

右元禄五壬申年九月 加島屋五兵衛讓得トアリ  
 右元禄十四辛巳年十月 加島屋久右衛門右五兵衛より買トアリ  
 右元禄十六未年二月 加島屋亀次郎讓得トアリ  
 右同七月 亀次郎名ヲ改  
 加島屋久右衛門(印)判  
 右享保二丁酉年三月 久右衛門ヲ讓得トアリ  
 加島屋妙古(印)  
 右享保三戊戌年四月 妙古ヲ買得トアリ  
 紀州関戸  
 慈幸掃部四郎(印)  
 右其後、加島屋久右衛門江買得、屋敷則横堀舟町取合之屋敷也  
 元禄六癸酉年十一月水帳面  
 延宝七己未年十月十八日改

今以居宅屋敷

- 一、表口五間半裏行式拾六間式尺 加島屋久右衛門正吉  
 右元禄十二己卯年五月 加島屋亀次郎讓得与アリ  
 右同断
- 一、表口四間半、裏行式拾六間式尺 加島屋五兵衛(印)  
 右元禄十四辛巳年十月 加島屋亀次郎  
 加島屋五兵衛ヲ加島屋久右衛門買候間子亀次郎讓得与アリ  
 右式口共、元禄十六未七月 亀次郎名ヲ改  
 加島屋久右衛門  
 右式口共、享保二丁酉年三月 久右衛門ヲ讓得  
 加島屋妙古(印)トアリ  
 右式口共、享保三戊戌年九月 妙古ヲ讓得  
 加島屋久右衛門(印)与アリ
- 是者今居宅屋敷拾間口之分也、但棟続老屋敷成ル  
 天和二戊七月南本町五丁目江引越  
 他町持 加島屋五兵衛(加五)  
 同年同月 養子甚吉(正治)讓得トアリ  
 天和三癸亥年七月 加島屋久右衛門(正吉)  
 加島屋五兵衛(正治)

右之通茂有之候事 表口五間半  
 表口四間半 屋敷之分也  
 享保十一丙午年四 茨木屋太兵衛持屋敷  
 右享保十四丁酉年十月 買請 加島屋作兵衛(印)  
 右享保十七壬子年正月 剃髮加島屋了随右同印トアリ  
 右享保十八癸丑年八月 加島屋作兵衛讓得トアリ  
 右此度見請候ニ付乍序此処相記置自然用達哉  
 此屋敷、作兵衛元屋敷也、則当家居宅西隣屋敷也

- 6 大坂三郷を描いた肉筆彩色の地図。凡例に宝暦5年(1755)に開発された新地が載せられているので、それ以降、およそ18世紀中頃の内容と考えられる。
- 7 『中井大和守の建築指図』大阪くらしの今昔館展覧会図録2016年、大阪くらしの今昔館刊
- 8 「本宅絵図貼紙」は次の4枚である。

- ①店乃間十五畳、是北方水宮に土の間取大に凶也、其通西へ六畳二タ間とも水の間続、又土剋水の殺気凶相とす、唯次の間八畳とハ同気の吉数なれとも、猶其八畳と玄関六畳の水と亦土剋水の殺害大凶相を敷たりといふべし  
 但し中央少し東へ寄ゆへ此間全ク北方となる也  
 此二畳火と四畳半木とハ相生吉数なれとも、良土の場所に四畳木ハ凶也、併此備へ畳数生剋にハ抱はらず此所に間取乃備へあるハ大吉相の構へなり  
 但し一間限りの生剋ハ其本宮と是を論定す、此間ハ二タ間なれハ続之生剋を論するに及はずといへとも、実ハ三畳敷にて二タ間なれハますます吉相といはむ
- ②此八畳の間九畳に轉草すれハ続から大吉数を得る□□む、居間ハ其時乃主人の本命と相生乃畳数を敷を吉相の備とすれば、□之続からを轉草するにハあらざることもあれと当主の如き五黄本命にハ土の畳数吉相なれハ是を轉草するときハ続からも吉数となり当主の本命にも相生の間取を備ゆればなり
- ③玄関より此十一畳までハ次第相生の続から□得たり、此十一畳の火より次九畳の金へ続たるハ火剋金の殺にて凶也、然とも九畳に次の六畳乃水の間取ハ相生吉数を敷たりといふべし
- ④玄関より此八畳までハ次第相生の数を得たり、然るに此八畳に次之六畳二タ間又次之八畳の土之□剋害の数大凶相なり

9 谷直樹『町に住まう知恵—上方三都のライフスタイル』2005年、平凡社刊

10 「長州御太守入来茶会記」。翻刻は「廣岡家文書と大同生命文書—大坂豪商・加島屋(廣岡家)の概要—」(前掲)による。

安永七戊戌九月六日、本家江長州御太守、御内々ニ而七事被遊御覽候由御内意ニ而、宗掬、狩野氏入来、尤御普請中御座鋪出来無之、玄関次八畳鋪ニ而、且座、花月御催、殿様御休足御部屋二階

八畳鋪御鋳

- |                  |                 |           |
|------------------|-----------------|-----------|
| 一、掛物 土佐光定(光貞) 日出 | 一、唐物金鶴香炉        | 一、床脇 文庫硯箱 |
| 一、真塗台子、染付水差      | 一、与二郎阿弥陀堂釜 丸釜風炉 | 一、杓立 青磁   |
| 一、建水 砂張          | 一、蓋置 琉金ホヤ       |           |
- 二階
- |            |                |                   |
|------------|----------------|-------------------|
| 一、掛物 雪舟福録寿 | 一、花入 伊賀置 花水仙赤椿 | 一、違棚 青磁ホヤ香炉 同下 硯箱 |
|------------|----------------|-------------------|
- 二階下座鋪
- |                             |                    |  |
|-----------------------------|--------------------|--|
| 一、掛物 長州画工操玄 殿様御好ふようノ絵、前年御拝領 | 一、花入 青磁置、天笠板 花大菊兩種 |  |
|-----------------------------|--------------------|--|
- 且座
- |                   |            |                |
|-------------------|------------|----------------|
| 一、花入 高取焼置 花小さく    | 一、炭斗 台     | 一、香盆 青磁香炉、時代重香 |
| 一、茶入 さつま大長緒 袋花色大内 | 一、茶碗 井戸    | 一、茶杓 天然 銘福の神   |
| 一、鋳菓子 存星盆 落雁、氷砂糖  | 一、薄茶器 時代鶴棗 |                |
- 花 上客 寺内昨  
香 二 竹中右源治  
炭 末 竹田休和  
東 宗掬  
半東 宗朴

且座後、八畳ニ而宗匠方御目見、御用人取次、従太守御懇命之 御意ヲ蒙られ、暫休足之上、花月御所望之由 御意有之、暫御休足被遊御座候、其間鋳替

- |             |        |          |
|-------------|--------|----------|
| 一、掛物 慈鎮和尚色紙 | 一、三重棚  | 一、水指 金襴手 |
| 一、茶碗 ノンカウ黒  | 一、茶入 棗 | 一、茶杓 原瘦  |
| 一、蓋置 祥瑞     |        |          |
- 花月
- |        |
|--------|
| 三 宗掬   |
| 二 昨    |
| 右源治    |
| 休和     |
| 初 主 宗朴 |
- 花月相済、直様御立、尤七ツ時前御入、夜四ツ時御立(図略)

- 11 本宅絵図を検討すると、式台を備えた6畳の間とその奥の床がある9畳の部屋(1間床の床脇の1畳を除くと8畳座敷になる)もその候補になる。その場合は本宅の表座敷が普請中になる。
- 12 元禄元年3月、同5年2月4日、同13年10月中旬、同14年5月11日、同15年2月19日の5会。
- 13 青山家の蔵屋敷は田辺屋橋(後に常安橋)の南詰に所在し、北浜4丁目はそこから遠くない場所であった。
- 14 元禄8年「大坂北組・南組・天満水帳町数家役数寄せ帳」には大坂三郷北組外船場に玉水町の名がある。
- 15 大阪の町家研究は民家調査など遺構研究と資料研究がある。町家遺構は重要文化財の「旧緒方洪庵住宅」と「小西家住宅」、登録文化財の「寺西家住宅」「同阿倍野長屋」「吉田家住宅」「北野家住宅」などがあるが、旧緒方洪庵住宅以外はいずれも近代の建物である。大阪の民家研究は『大阪府の民家』(大阪府教育委員会、1960～1967年。但し、基本は農家の調査である)を嚆矢とし、白木小三郎『船場の町家』(大阪市教育委員会)、『住まいの歴史』(創元社、1978年)、「大阪町家の家構の展開と新田農家の形式」『新修大阪市史』第四卷(大阪市、1990年)があり、近年では大場修「三階建ての町家形成—大阪—」(『近世近代町家建築史論』所収、中央公論美術出版社、2004年)が目される。また西川幸治他監修『町に住まう—大阪都市住宅史』(平凡社、1994年)は大阪における都市住宅の通史であり、この中の近世分を中心にまとめたものが拙稿『町に住まう知恵』(平凡社、2005年)である。また、住友家住宅については、30分の1の模型を制作した際に、『住友長堀銅吹所と住友家住宅』の設計と演出—住友有芳館歴史展示模型—(住友史料館、1998年。建築の復元は谷直樹・松本正己、情景の再現は今井典子が執筆)をまとめた。なお、2001年に開館した大阪くらしの今昔館の常設展示では、天保年間の大坂を想定して原寸の町並みを再現しており、その設計過程や詳細は『住まいのかたち 暮らしのならい—大阪市立住まいのミュージアム図録』(平凡社、2001年)にまとめられている。最新稿としては、拙稿「江戸時代の大坂における町家の台所空間」(『家具道具室内史』第14号、2022)がある。
- 16 大同生命の社長であった廣岡正秋(9代久右衛門)の訃報記事の中にある「廣岡久右衛門氏の逸事」。
- 17 この文章につづけて、「尚、同家秘蔵の呉洲紅葉焼の茶碗は日本三品の一で、鴻池家、平瀬家、及び当家累代の所蔵に属し、数万円の価格を有する品である。先年も井上伯が当地に来られた節、是非との所望によりて同伯に一見せしめ、頗る珍賞せられたとの事である。」と記されている。
- 18 前記の「廣岡久右衛門氏の逸事」によると、「堺夏は当時南地第一流の茶店であつたが、今は鰻谷、鍛冶屋町角に旅館を営むでおる」と記されている。